

# 法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会における諮問事項について

2006年12月15日  
日本弁護士連合会

## 第1 損害賠償に関し刑事手続の成果を利用する制度（諮問事項1）について

この制度については、刑事訴訟手続及び被告人の防御活動に対する影響、並びに被告人に対し民事上の防御権が十分に保障されることとなるのか等について、なお慎重な検討が必要であり、制度設計によっては、その全部または一部について反対せざるを得ない。

### 1 犯罪被害者等のために、時間や費用の負担を軽減できる簡易迅速な被害回復制度が存在することが望ましい。

しかし、現在検討されている「公訴提起後、犯罪被害者等が刑事裁判所に損害賠償を求める申立をし、刑事裁判所が刑事の有罪判決言い渡し後、数回程度の審理により損害賠償を命ずる」制度については、以下に述べるとおりいくつかの問題が存する。

#### (1) 刑事訴訟手続が長期化するおそれがある。

この制度においては、損害賠償の請求についての審理は刑事訴訟記録を利用して行うこととされている。従って、刑事訴訟記録に表れていない事情については、損害賠償の請求についての審理において参酌されない危険性がある。

そのため、被告人及び弁護人としては、刑事判決後に審理が予定される損害賠償請求についての審理で争点となる損害賠償の額に影響する可能性がある事項を強く意識して審理に対応せざるを得ない。ことに、民事上被害者の過失に関する過失相殺の割合が大きな争点となることが予想される場合、犯罪被害者等を証人として尋問する際に、刑事訴訟の争点ではなくても、被害者の過失割合等についての詳細な尋問をせざるを得なくなり、その分、刑事訴訟が長期化する可能性が増大する。

#### (2) 被告人や弁護人の防御活動に影響を及ぼすおそれがある。

被告人及び弁護人が、民事上の不利益を回避するために、必ずしも刑事訴訟の争点ではない事項についても、事実関係を争うこととした場合、審理が長期化したり、争うこと自体が量刑上は不利な情状として考慮されたりする不利益を被るおそれがある。そして、弁護人としては、このような利害得失を考慮しつつ防御方針を検討する必要に迫られるのであって、刑事手続における被告人や弁護人の防御活動に重大な影響を及ぼすこととならざるを得ない。

#### (3) 刑事訴訟を担当する裁判官（及び裁判員）に対し予断を与えるおそれがある。

この制度では、申立人は、申立書に、申立ての趣旨及び原因並びに損害額の内訳程度を記載することとされ、裁判所に予断を生じさせるおそれのある事項を記載することが禁じられるものと考えられる。しかし、申立書中の損害の額や内容の記載内容だからでも、犯罪があり、甚大な損害が発生したといった予断を裁判官（及び裁判員）に与えるおそれがあり、無罪推定の原則にも反するおそれがある。ことに、申立を刑事裁判の判決宣告前の段階で認めるとすれば、この申立書の記載が刑事裁判の判決宣告に影響を及ぼす可能性は排斥できない。これでは、証拠裁判主義（刑訴法317条）に反し、予断排除の原則（刑訴法256条6項、296条但書き等）、及びこの原則を守るために諸規定（刑事訴訟規則167条、187条1項及び3項等）が設けられている意味をなくしてしまうことになりかねない。

(4) 対象事件が相当な範囲で裁判員対象事件と重なり合うであろうことから、裁判員裁判における刑事訴訟手続が混乱するおそれがある。

この制度で対象とされる事件は殺人等の重大事件であることが予想されるが、これらの事件は、そのほとんどが、裁判員対象事件である。裁判員対象事件はすべてが公判前整理手続に付されることになる。そのため、公判前整理手続によって主張と証拠の整理が行われた後になって、前述したとおり、民事で争点となる被害額の算定に関する事実の有無等が刑事裁判の審理において事実上争点となることにならざるを得なくなる。そうすると、せっかく公判前整理手続で争点と証拠を整理して審理に入ったにもかかわらず、審理が計画通りに進まず、公判前整理手続を設けた趣旨が無意味に帰するおそれがある。

また、裁判員裁判制度の下では、損害賠償を求める申立がなされている事実は、初めて刑事訴訟に関与する市民である裁判員の心証に大きく影響を与えるおそれがあり、事実認定に影響を及ぼす可能性もある。

(5) 損害賠償の請求についての審理における被告人の防御権が十分に保障されないおそれがある。

この制度では、刑事事件の有罪判決が言い渡された後に、損害賠償の請求についての審理を行うことが予定されている。その時点では刑事事件の弁護人の職務は終了していることになるから、被告人は新たに民事事件の訴訟代理人を依頼しなければならないことになる。私選弁護人が選任されていた場合には、引き続き同一の弁護士を損害賠償の請求の審理についての代理人に選任することは容易であるかもしれないが、国選弁護人が選任されていた場合には、経済的に困窮していることから、損害賠償の請求の審理についての代理人を選任することは極めて困難であろう。しかも、現在、刑事施設に収容されている被告人は、民事訴訟の全ての審理に出頭することは認められない。すなわち、刑事施設の現在の運用からすれば、被告人は刑事事件の有罪判決が言い渡された後の損害賠償の請求についての審理の全部又は一部に出頭できない可能性が高い。（特に、審尋に被告人が出頭することが認められる可能性はほとんどないであろう。）その結果、経済的に困窮している被告人は、損害賠償の請求の審理については、そのための代理人を選任することができないだけでなく、自ら出頭することもできないまま3回程度の審理により判断が下されることになる。それでは、被告人は、損害賠償の請求について、防御権を実質的に保障されていないことともなりかねない。

しかも、被告人には通常民事訴訟への移行申立権が認められず、さらに賠償を命ずる決定に仮執行宣言が付されることとなると、執行停止を得るための資力に欠ける被告人にとっては、異議申立やその後の通常民事訴訟手続が、画餅に帰するおそれがある。

被告人の心情面を考えても、有罪判決が言い渡された直後は、控訴を申し立てるか否かという判断にも直面しており、損害賠償請求手続に十分対応できるか疑問である。また、自らに有罪判決を言い渡した刑事裁判官による民事の審理に対し、ことに無罪を主張している場合などにおいて、これを公正なものとして冷静に受け入れができるかという問題も存在する。

2 以上のうち、1の(1)ないし(4)の問題点に関しては、申立が刑事訴訟手続等に影響を与えることがないようにするため、刑事裁判中に民事に関する審理を一切行わないこととすることは当然として、例えば、

申立ないしその正式受理の時期  
刑事裁判官が申立書の受理に関与するか否か  
刑事裁判官が申立書の記載内容に触れる時期  
裁判員は申立の事実及び内容を知ることになるのか  
被告人に対する申立書副本の送達時期  
申立書の記載内容（例えば、申立時においては「公訴事実記載の不法行為に基づく相当額の損害賠償の支払いを求める」といった定型的な申立は可能か）  
等について、具体的・各論的な検討が不可欠である。

### 3 また、1の(5)の問題点に関しては

当事者双方に通常民事訴訟手続への移行申立権を認めるか否か  
裁判所の判断に仮執行宣言を付すか否か  
刑事について上級審で無罪判決が言い渡された場合の民事上の判断の効力と手続等について、同様な検討が不可欠である。

簡易迅速を旨とする制度である以上、主張立証が制約されることはやむを得ない。しかしそれは、当事者が不服申立をすれば、その後に通常の民事訴訟手続による十分な審理が保障されてはじめて、許容されるものである。

そして、その保障のためには、最低限

裁判は決定によるものとし、これに対し当事者双方は不服申立ができ、不服申立後は、審級の利益を奪うことなく、一審の通常民事訴訟に移行すること。

損害賠償を命ずる決定には仮執行宣言を付さないこととすること。

仮に、任意的に仮執行宣言を付すとした場合も、不服申立により仮執行宣言は当然にその効力を喪失することとすること。

正当な理由がある場合、もしくは相当と認められるときは、当事者に決定前に通常民事訴訟への移行申立権を認めること。

が、絶対に必要である。

そうでなければ、前述したとおり、被告人は、出頭もできず代理人もつかず、十分な防衛活動を行い得ないままに3回程度の審理で自らを有罪とした刑事裁判官によって損害賠償を命ぜられ、仮執行宣言に基づく強制執行をも甘受せざるを得ないこととなる。

さらに、決定前の通常民事訴訟への移行申立権が被告人には認められず、被害者にのみ認められるとすれば、制度の公正性、公平性に重大な疑惑が生じ、国民の理解と支持を得られないことにもなりかねない。

## 第2 公判記録の閲覧および謄写の範囲の拡大（諮詢事項2）について

### 1 要件の緩和について

(1) 基本的な方向としては、賛成である。

ア 現行の犯罪被害者保護法3条1項は、公判記録の閲覧又は謄写が認められる場合を「当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合」に限定しており、「単に知りたい」というだけでは閲覧及び謄写が認められないこととされている。

しかし、犯罪被害者等が（訴訟の当事者であるか否かはともかくとして）事件の当事者であることは疑いようがない。そして、事件の当事者である犯罪被害者等が当該事件の内容について知りたいと考えるのは、極めて自然なことであって、「単に知りたい」という心情も十分尊重に値すると言える。

イ また、現行法の犯罪被害者保護法3条1項は、「犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、閲覧又は謄写を「させることができる」と規定しており、閲覧又は謄写の許否について裁判所の裁量を認める規定となっている。

しかし、犯罪被害者等が事件の当事者であることに照らせば、犯罪被害者等に対しては、特に支障のない限り当該事件に関する情報を開示することが望ましいと言える。

ウ 従って、法制審議会において提案された案は、基本的には妥当であると考える。

(2) 但し、具体的な制度設計に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

ア 刑事事件の訴訟書類は、本来刑事訴訟手続において使用されることを目的とするものである上、公判係属中に訴訟関係人以外の者に閲覧又は謄写を認めるとき、当該公判等に支障が生じたり、関係者の名誉、プライバシーが侵害されるおそれがある。

現行の刑事訴訟法が、訴訟関係人以外の者の閲覧又は謄写を認めていない（同法40条、270条参照）趣旨も、このような点にあると解される。

イ 従って、犯罪被害者等に対して公判記録の閲覧又は謄写を認めるとしても、被告人を含む関係者の名誉、プライバシーへの配慮は不可欠であって、そのような観点から閲覧又は謄写の範囲を限定することは必要である（但し、現行の犯罪被害者保護法でもそのような取扱いになっているので、それを改める必要があるという趣旨ではない。）。

ウ また、公判記録の閲覧又は謄写の要件を緩和することによって、謄写した公判記録が犯罪被害者等以外の第三者に流布される事態が生じる危険性が増大すると思われるところ、このような事態が現実化すれば、当該公判等に支障が生じたり、被告人を含む関係者の名誉、プライバシーが侵害されるおそれがある。犯罪被害者等に対して当該事件に関する情報を開示することと、それを一般に公開することとは、明確に区別されなければならない。

この点、現行の犯罪被害者保護法3条は、「謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適當と認める条件を付することができる」（2項）、「不当に関係人の名誉若しくは生活の平穏を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない」（3項）と規定しているが、その実効性が確保されることが必要である。

## 2 対象者の拡充について

(1) 基本的な方向としては、賛成である。

ア 法制審議会において提案された案が想定しているのは、例えば集団詐欺被害事件のように、同一被告人による同種の犯罪行為による同種の被害が頻発しているにもかかわらず、全ての被害者が起訴対象となっているわけではない場合（起訴された被害者と起訴されていない被害者とが存在する場合）だと思われる。

このような場合、事件の全容を解明し、全面的な被害救済を図るという観点からは、起訴対象となっていない犯罪被害者等にも公判記録の閲覧又は謄写を認める必要性は高いと言える。

イ また、閲覧又は謄写を認める犯罪被害者等の範囲については、「被告人又は共犯により被告事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害者等」と限定されていること、閲覧又は謄写の許否についても、「犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは」、閲覧又は謄写を「させることができる」と規定されており、裁判所の合理的裁量に委ねられていることなどを考慮すれば、起訴対象となっていない犯罪被害者等に対して

公判記録の閲覧又は謄写を認めて、さほど弊害は大きくないようと思われる。

ウ 従って、法制審議会において提案された案が目指している方向性は、基本的には妥当であると考える。

(2) 但し、具体的な制度設計に当たっては、公判記録の閲覧又は謄写の申出を行った者が「被告人又は共犯により被告事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害者等」であるか否かを、誰が、いかなる資料に基づき、どのような手続で判断するかという点について慎重に検討する必要がある。

すなわち、犯罪被害者等が直接、刑事被告事件の係属する裁判所に対して、疎明資料を添えて公判記録の閲覧又は謄写を申請するという制度を構築した場合、起訴されていない余罪に関する資料（しかも、それは刑事訴訟法では証拠とすることはできない資料である場合もある。）が当該被告事件の審理を担当する裁判官の目に触れることとなる。このような事態が現実化すれば、予断排除の原則や証拠法則との関係で問題が生じ、被告人の権利・利益に看過し難い影響を及ぼす懸念がある。

従って、この点については、前記の懸念を払拭するような制度設計を行う必要がある。

### 第3 犯罪被害者等に関する情報の保護（諮問事項3）について

#### 1 公判手続における被害者特定事項の秘匿について

(1) 法制審議会配付資料22の第1の1(1)(2)に係る事件、すなわち性犯罪や児童の福祉を害する事件については、裁判所が犯罪被害者等の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（当該事件の被害者の氏名又は住所その他その者が当該事件の被害者であることを特定させることとなる事項をいう。）を公開の法廷で明らかにしない旨を決定する制度の導入に賛成する。

(2) 同資料22の第1の1(3)及び2の事件についての制度導入については、基本的な方向としては賛成である。

但し、非公開とする要件については、広範かつ曖昧であると考えられるので、さらに検討する必要がある。

また、起訴状朗読前に、その要件が存在することを主張するために、公訴事実記載事項以外の事実が検察官によって裁判官に主張立証されると、予断排除の原則に反することとなるから、その疎明方法についての工夫が必要である。そのためには、例えば、要件存否の判断に際し、疎明資料よりも弁護人の意見を重視し、事実上その同意を要する扱いとすることも考えられる。

#### 2 被害者特定事項の秘匿の要請について

基本的な方向としては賛成である。

但し、検察官の弁護人に対する要請は、訴訟の一方当事者から他方当事者に対する「要請」であり、拘束力を有するものではなく、弁護人に何らの義務を負わせるものではないこと、及び「被告人の防御に關し必要である」か否かは、専ら弁護人の判断にかかるものであることを、明確にする必要がある。

また、かかる制度が法制化されることにより、検察官が被害者特定事項を弁護人に開示しない扱いが広がるなどということは、決して許されない。被害者特定事項を関係者に知らせるか否かは、被告人の防御に必要であるか否かを踏まえた弁護人の判断と職業倫理に

委ねられるべきである。

#### 第4 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することができる制度（諮詢事項4）について

1 犯罪被害者等が、刑事裁判に出席し、検察官の事実に関する主張・立証の範囲において、「事件の当事者」としての立場で、一定の訴訟活動を行うことができるものとする制度には、反対する。

理由は、すでに貴審議会に提出されている当連合会の2005年6月17日付意見書「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」記載のとおりである。

現在、刑事訴訟に関して最も重視すべきは、裁判員裁判制度に対する市民の理解を広め、同制度を円滑にスタートさせ定着させることであり、犯罪被害者等に関して言うならば、まず、

- (1) 被害者等の検察官に対する質問・意見表明制度の導入
  - (2) 犯罪被害者等に対する公費による弁護士選任制度の導入
- こそが必要である。

犯罪被害者等の直接関与については、上記2制度を実現し、すなわち、「公費による支援弁護士が選任され、被害者等を支援し、検察官と充分なコミュニケーションを図り意見を述べ、検察官がこれに配慮することとした上で、そうした制度の成果や限界についての検証を行い、その必要性等について改めて検討すべきである。

#### 2 検察官に対する質問・意見表明制度の導入

現在、多くの犯罪被害者等が、刑事裁判について共通して不満を抱いている点は、捜査の結果判明した事件の内容や手続の進行について犯罪被害者等に十分な情報が提供されないまま推移することが少なくないこと、そして、検察官の訴訟活動について意見を述べる機会が制度として確保されていないため、自らの思いが刑事手続に十分には反映されていないと考えていることにあるといえる。

実際、刑事手続の進行状況が正確に犯罪被害者等に知らされなかったり、また、犯罪被害者等の立場からすれば不合理と受け止められる加害者（被告人）の弁解が採用されてしまったと感じられるような事件は、弁護士が被害者代理人としての立場などで少なからず経験してきているところである。この点について、近時は検察官においても相応の努力がなされ、以前よりは改善されているといえるが、なお被害者側に強い不満が残る事案が存在していることは否定しがたい事実である。

そこで、犯罪被害者等と検察官の十分なコミュニケーションを図ることは不可欠であり、そのためには刑事事件に関する手続の進捗状況等に関する情報提供や、検察官の訴訟活動について意見を述べる機会の確保を、個々の検察官の努力だけに委ねるのではなく、法律上の制度として創設することが必要である。これらの制度が的確に機能すれば、犯罪被害者等の要望に相当程度応えることができるものと考える。

具体的には、次のような制度である。

- (1) 犯罪被害者等又はその代理人弁護士が、検察官に対し、当該刑事手続に関し、説明を求め、意見を述べる制度を導入すること。

具体的には、公訴提起された被告事件についての検察官の主張立証方針や公判経過等について説明を求めることができることとすべきである。また、上記事項等に関し、検察官に対し、文書又は口頭で意見を述べることができることとし、意見が述べられた場合には、検察官はできるだけ配慮することとすべきである。

- (2) 犯罪被害者等が、一定の要件を満たす場合に、検察官が弁護人に開示した証拠を公

判前に閲覧できる制度を導入すること。

犯罪被害者等が、当該刑事手続について、検察官に説明を求め、あるいは意見を述べる前提として、公判廷に提出される証拠を含む情報を得たいとする要望も重く受け止めなければならない。よって、検察官に説明を求め、あるいは意見を述べるために必要があるときに、一定の要件の下で、検察官が弁護人に開示した証拠を公判前に閲覧できる制度を導入すべきである。

### 3 公費による弁護士選任制度の導入

#### (1) 弁護士による犯罪被害者等支援の必要性

犯罪被害者等は、ある日突然犯罪に巻き込まれ、十分な支援を受けられないまま、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪による直接的な被害にとどまらず、その後も捜査機関などによる副次的な被害（二次被害）に苦しめられることもあった。

また、当然ながら、犯罪被害者等が十分な法的知識を有しない場合も多く、刑事訴訟に対する対応についても途方に暮れることも少なくなかった。

基本法及び基本計画が明らかにしているように、犯罪被害者等に対しては、医療や精神的ケアなど様々な分野における専門家による支援や、経済的支援等総合的な支援が要請されているが、権利侵害状態を回復し、その尊厳を取り戻させるため、人権擁護を使命とする弁護士による法的支援は不可欠である（弁護士法1条）。

弁護士が相談業務を通じて、犯罪被害者等に対して、刑事手続及び関連法規等に関する幅広い専門知識を教示し、あるいは事件受任を通じて適切な法的支援を行うことは、犯罪被害者等が、さまざまな被害者のための施策の利益を受けるために必要である。

本年10月2日に業務を開始した日本司法支援センターにおいては、被害者支援が本来業務の一つとされ、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士の紹介も始まった。犯罪被害者等に法的支援を行う弁護士は、社会的要請である。

弁護士による法的支援については、ア 経済的損害の回復、イ 名誉等の侵害の予防・回復、ウ 被害者の尊厳の維持・回復を実現するために、その体制の一層の充実化を図るとともに、被害者の置かれた経済的状況等に鑑み、公費によって賄われるシステムを構築していく必要がある。

#### (2) 犯罪被害者等のための支援弁護士の活動

弁護士による法的支援活動としては、民事の損害賠償請求の代理人としての活動以外に、具体的には以下のようなものがあり、多岐にわたり、時に長期に及ぶ。刑事訴訟との関係においては、手続の説明や記録の閲覧謄写、検察官との打合せや法廷傍聴の付添、意見陳述の援助等があるが、こうした弁護士の支援なくして、犯罪被害者等が刑事訴訟手続を理解しこれに適切に対応することは困難であり、ことに何らかの訴訟活動を行うことは極めて困難であると言わざるを得ない。その意味で、犯罪被害者等の直接関与を論ずるのであれば、その前提として公費による弁護士選任制度の導入が不可欠である。

##### ア 起訴前の段階

###### (ア) 刑事手続の説明・アドバイス

###### (イ) 被害届・告訴

###### (ウ) 参考人取調べについてのアドバイス、付添

###### (エ) 捜査機関との連絡調整、情報の収集

###### (オ) 被害者としての証拠収集

###### (カ) 報道機関への対応

(キ) 示談等への対応

イ 起訴後の段階

- (ア) 起訴状・冒頭陳述・論告・判決書等の閲覧謄写等
- (イ) 公判準備・証人尋問準備における検察官との打合せ・付き添い
- (ウ) 公判期日傍聴付き添い
- (エ) 被害者の意見陳述の援助

ウ 不起訴の場合

- (ア) 不起訴記録開示手続
- (イ) 検察審査会への審査申立

エ 裁判終了後

- (ア) 加害者情報等の入手
- (イ) 刑事確定訴訟記録の入手
- (ウ) 被害者の安全確保のためのアドバイス等

オ 加害者との対話

カ 経済的回復のためのアドバイス・弁護活動

- (ア) 各種給付金（労災・犯給法・障害福祉年金・遺族年金）等についてのアドバイス・申請の代行等
- (イ) 交渉・民事調停・訴訟の提起等

以上